

平成 27 年度の地域協議会体制整備事業について

1. モデル事業の実施

平成 26 年度に全国 4 か所で「モデル事業」を実施したところ、各地で地域協議会の設置・運営に際しての課題が抽出されたことから、今年度の実施県・市については、課題解決の方策を協議（試行・模索）することを目的として継続実施する方向で調整しています。

A モデル事業から抽出された主な課題

相談体制の構築方法、事案解決の流れ、具体例の収集と周知、障害者差別の解消にかかる広報・啓発など

B 事業展開上の課題

モデル事業実施地域の偏在解消（甲信越地域以西での実施）、町村部を含む広域での地域協議会設置など

また、障害者差別の解消を旨とする条例を制定していない自治体、広域的な地域協議会の設置を目指す自治体などにおいても、地域協議会を組織して障害者差別の解消を図る取組がなされるよう、新たに「モデル事業」を実施する自治体を選定し事業の実施について打診します。

（打診自治体のイメージ）

実施縣市等	想定される協議事項
都道府県	区域内における相談体制の構築や具体例の収集など
政令指定都市	大規模政令指定都市における、市・区の役割分担による相談体制の構築、地域協議会の設置など
一般市	一般市が単独で設置する地域協議会のあり方、障害者差別の解消にかかる広報・啓発など
広域	町村部を含む広域での地域協議会や相談体制の構築のあり方など

2. アドバイザー派遣

平成27年度から、障害者差別解消法の施行に向けて地域協議会の設置を検討する地方公共団体に対し、本検討会の構成員等をアドバイザーとして派遣して、協議会の設置に向けた課題整理等を後押しする取組を検討します。

(現時点の派遣希望地方公共団体)

都道府県 14

政令市 5

3. 地域フォーラム・成果報告会の開催

平成27年度についても、学識経験者や障害当事者、事業者等によるパネルディスカッション等を通じて、地域の障害のある人や関係者の意見を広く聴取し、差別解消法の円滑な施行を目指すとともに、各地域における障害者差別解消に向けた取組の促進と気運の醸成を図ることを目的として、協力地方公共団体と連携して「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」やモデル事業の「成果報告会」を開催します。

なお、法の施行が平成28年4月であることを踏まえ、従来よりも開催時期を前倒しする予定です。

以 上